（道路運送法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この法律の施行前に第四条の規定による改正前の道路運送法第九条第四項の規定によりされた届出は、第四条の規定による改正後の道路運送法第九条第四項の規定によりされた届出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第七条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百二十五号中「道路運送高度化実施計画の認定）（同条第七項」を「道路運送高度化実施計画の認定）（同条第八項」に改める。

第八条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十四条の五の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条中「同条第六項」を「同条第七項」に、「又は同法第二十七条の十六第一項」を「若しくは同法第二十七条の十四第一項」に改め、「地域公共交通利便増進事業の実施）」の下に「（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）」を加え、「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に、「を含む。）の認定が」を「及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の認定又は同法第二十九条の四第一項（交通手段再構築実証事業計画の作成）に規定する交通手段再構築実証事業計画の同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による公表が」に、「又は同法第二十七条の十六第三項」を「をした者若しくは同法第二十七条の十四第四項」に、「者に」を「者若しくは同項に規定する協定締結実施主体（以下この条において「協定締結実施主体」という。）又は当該交通手段再構築実証事業計画に定められた同法第二十九条の四第一項に規定する交通手段再構築実証事業の同条第二項第二号の実施主体（以下この条において「実施主体」という。）に」に、「申請又は」を「申請若しくは」に、「第二十七条の十七第一項」を「第二十七条の十七第一項」に、「申請を」を「申請又は当該交通手段再構築実証事業計画に係る同法第二十九条の四第四項の規定による協議の申出を」に、「した者の」を「した者若しくは協定締結実施主体又は実施主体の」に改める。

別表第一第百二十号中「、第二十七条の四第一項（鉄道事業法の特例）、第二十七条の十第一項」を「（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第一項」に、「第二十七条の十八（鉄道事業法の特例）」を「第二十七条の十六（鉄道事業法の特例）（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に、「同条第六項において準用する場合を含む。）」を「同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に、「第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の十一」を「第二十七条の九」に、「第二十七条の十九」を「第二十七条の十七」に、「軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第七項」を「軌道運送高度化実施計画の認定）（同条第八項」に、「第二十七条の三第二項の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定、同法第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に、「第二十七条の十七第二項の」を「第二十七条の十五第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の」に改め、同表第百二十五号中「第二十七条の六第一項」を「第二十七条の四第一項」に、「第二十七条の十二」を「第二十七条の十」に、「第二十七条の二十第一項」を「第二十七条の十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）、第二十九条の七第一項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第六項」を「地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第七項」に、「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十五第二項」に、「同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定」を「同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定、同法第二十九条の四第六項（交通手段再構築実証事業計画の作成）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表」に、「第三十条第七項」を「第三十条第八項」に、「第二十七条の十三」を「第二十七条の十一」に改め、同表第百二十五号の三中「第二十七条の六第一項（道路運送法の特例）又は第二十七条の二十第一項」を「第二十七条の十八第一項（道路運送法の特例）（同法第二十九条の九（鉄道事業再構築事業等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）又は第二十九条の七第一項」に、「第二十七条の三第二項（地域旅客運送サービス継続実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による地域旅客運送サービス継続実施計画の認定又は同法第二十七条の十七第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第六項において準用する場合を含む。）」を「第二十七条の十五第二項（地域公共交通利便増進実施計画の認定）（同条第七項において準用する場合及びこれらの規定を同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）」に、「は」を「又は同法第二十九条の四第六項（交通手段再構築実証事業計画の作成）（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による交通手段再構築実証事業計画の公表は」に改め、同表第百三十三号中「第二十七条の七第一項」を「第二十七条の五第一項」に、「第二十七条の二十一」を「第二十七条の十九」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第二十七条の十七第二項」を「第二十七条の十二第一項」に、「第二十七条の十五第二項」に改め、同表第百三十九号中「第二十七条の十四第一項」を「第二十七条の十二第一項」に、「第二十七条の九第三項」を「第二十七条の七第三項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第二十七条の十五第一項」を「第二十七条の十三第一項」に改める。

（地価税法の一部改正）

第九条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号イ中「運賃及び料金が」を「運賃等（同項に規定する運賃等をいう。イにおいて同じ。）又は同条第三項の規定により定められた運賃等が」に改める。